（犯罪捜査規範の一部改正に伴う経過措置）

第三条　刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為に係る罪に関しては、犯罪捜査規範第百二十二条第一項ただし書の規定の適用については、旧刑法第十六条に規定する拘留（次項において「旧拘留」という。）に当たる罪は拘留に当たる罪とみなし、この規則による改正後の犯罪捜査規範（次項において「新犯罪捜査規範」という。）第百八十二条の三第一項の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれ無期拘禁刑に当たる罪と、短期一年以上の有期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれ短期一年以上の拘禁刑に当たる罪とみなす。

２　刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る新犯罪捜査規範第二百十条の規定の適用については、懲役又は禁錮に当たる犯罪はそれぞれ拘禁刑に当たる犯罪と、旧拘留に当たる犯罪は拘留に当たる犯罪とみなす。

（警察官等拳銃使用及び取扱い規範の一部改正に伴う経過措置）

第四条　刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係るこの規則による改正後の警察官等拳銃使用及び取扱い規範第二条第二項（第一号チ、第二号ロ及び第三号トに係る部分に限る。）の規定の適用については、無期又は長期三年以上の懲役又は禁錮に当たる罪は、それぞれ無期又は長期三年以上の拘禁刑に当たる罪とみなす。

（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　当分の間、この規則による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第十五条の二（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「拘禁刑若しくは拘留」とあるのは、「拘禁刑、拘留、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この号において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役、旧刑法第十三条に規定する禁錮若しくは旧刑法第十六条に規定する拘留」とする。

（警察官等警棒等使用及び取扱い規範の一部改正に伴う経過措置）

第六条　刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る警察官等警棒等使用及び取扱い規範第四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、この規則による改正前の警察官等警棒等使用及び取扱い規範第二条第三項に規定する凶悪な罪は、この規則による改正後の警察官等警棒等使用及び取扱い規範第二条第三項に規定する凶悪な罪とみなす。

法規的告示

○文部科学省告示第四十九号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行に伴い、大学等連携推進法人の認定等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年五月二十六日

文部科学大臣　阿部　俊子

大学等連携推進法人の認定等に関する規程の一部を改正する告示

大学等連携推進法人の認定等に関する規程（令和三年文部科学省告示第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第三条　大学等連携推進法人の認定の基準は、次のとおりとする。 一～十一　［略］ 十二　役員について、次のいずれにも該当するものであること。 イ　［略］ ロ　役員のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。 (1)・(2)　［略］ (3)　拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 (4)　［略］ 十三　［略］	**第三条**　大学等連携推進法人の認定の基準は、次のとおりとする。 一～十一　［同上］ 十二　役員について、次のいずれにも該当するものであること。 イ　［同上］ ロ　役員のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。 (1)・(2)　［同上］ (3)　禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 (4)　［同上］ 十三　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。